

使用料・手数料の設定基準

【目次】

1	「受益と負担の適正化」の基本的な考え方	1
2	基準の必要性	2
3	使用料・手数料の原価算定の対象経費と算出	3
4	受益者負担と公費負担の割合	5
5	具体的な使用料・手数料の設定	7
6	使用料・手数料の減免措置	9
7	民間や周辺自治体の同種・類似の使用料・手数料との均衡.....	10
8	改定・新規設定に係る経過措置	10
9	市外料金の設定	11
10	利用料金制施設	11
11	継続した見直しの取組	11

1 「受益と負担の適正化」の基本的な考え方

市が提供している公の施設の維持管理・運営や行政サービスは、道路や公園の適切な維持管理などのように、ほとんどの市民の日常生活に必要で、かつ、民間では類似のサービスが提供されていないものから、スポーツ施設の管理運営などのように、主として一定の利用者がその便益を受け、かつ、民間でも類似のサービスが提供されているものまで多岐にわたります。

市が提供する公共サービスのコストは基本的に、市民の皆様が「納税」という形で負担をしていますが、公の施設の利用や、証明書の交付、営業許可手続きなどについては、市民の皆様が受けるサービスに相違があることから、これまでも「受益者負担の原則」に基づき、使用料・手数料という形で、その費用の一部を利用者の皆様に負担していたでいています。

こうした使用料・手数料の額はこれまで、他の自治体との比較や本市類似施設との均衡などを勘案しつつ、施設の新設や改築、行政サービスの内容の変更の際に、行財政改革の「受益と負担の適正化」の取組の中で個別に検討し、設定してきましたが、近年、指定管理者制度の導入、行政サービスへの民間部門の活用範囲の拡大、OA化の進展などによるコストの減や、電気代や燃料費などの増嵩、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）率の引上げによるコストの増などの動きが生じています。

こうしたことから、行政サービスのコストについて、改めて市民の皆様にお示しするとともに、継続したコストの縮減努力を前提としつつ使用料・手数料に適切に反映し、「受益と負担の適正化」を図る必要があります。

2 基準の必要性

使用料・手数料を設定するにあたっては、「コストの見える化」を図るとともに、公共部門と民間部門との役割分担（公共関与の必要性）や、民間における同種・類似サービスの提供の状況、本市が進める様々な施策との整合性などを踏まえて適切な水準を設定する必要があります。

また、公費（税金）を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確にすることで、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するとともに、「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。

こうしたことから、公の施設の維持管理・運営や行政サービスに関する「コストの見える化」を進めるとともに、使用料・手数料について、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、原価の算定方法や、その原価に対する受益者負担と公費負担の割合の考え方などを明らかにした「使用料・手数料の設定基準」を策定するものです。

3 使用料・手数料の原価算定の対象経費と算出

(1) 対象経費

公の施設の維持管理・運営や証明書の交付などの行政サービスに係る経費には、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費などの「ランニングコスト」と、施設の建設やシステム導入などの「イニシャルコスト」（建設に市債を充てている場合は、後年度の市債の償還費を含む。）があります。

【原価算定の対象経費】

ランニングコスト	公の施設の管理運営に係る経費	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設運営に係る人件費
	行政サービスの提供に係る経費	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託料、施設・設備の修繕費（大規模修繕（1,000万円以上）を除く）、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、通常の施設運営に係る物件費等
イニシャルコスト	用地に係る経費	公の施設の用地に係る経費	
	施設の建設（取得）に係る経費	公の施設の建設（取得）に要した経費	
	システム導入に係る経費	システム導入に要した経費	

※次のような経費は原価算定の対象外とします。

- ア 通常の施設利用以外に開催された教室やセミナー、講座の経費など、特定の個人の便益に要した経費のように、受益者から必要に応じて徴収すべき経費
- イ 災害等により生じた災害の復旧や避難所としての活用など、公の施設本来の設置目的と異なる一時的な経費

(2) 算出

ア 算出の単位

原価の算出の単位は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算出することとします。これは、例えば公の施設内の会議室やホールなどの個々の設備は多種多様であり、それぞれの設備ごとに原価計算を行うことは、人件費や光熱水費の算定が非常に困難であることによるものです。

イ ランニングコスト

ランニングコストの算出は、原価算定対象経費の決算額を基本とし、改定後の使用料・手数料が適用される日に予定されている制度改正、例えば消費税率の引き上げによる経費増などは原価に適切に反映することとします。

ウ イニシャルコスト

イニシャルコストの算出は、算出時点での公の施設の用地に係る経費の額及び公の施設の建設（取得）に要した経費を施設の耐用年数で除した額（＝減価償却費相当額）とします。

また、システム導入に係る経費については、当該導入に要した経費を、システムの運用予定年数で除した額とします。

なお、原価の算定にあたっては、適切に利用者負担を求める観点から、基本的にイニシャルコストを含めることとしますが、当該公の施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該公の施設が「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととします。

4 受益者負担と公費負担の割合

(1) 公の施設の使用料

施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、次のような要素をもとに「標準的な負担割合」を決定します。

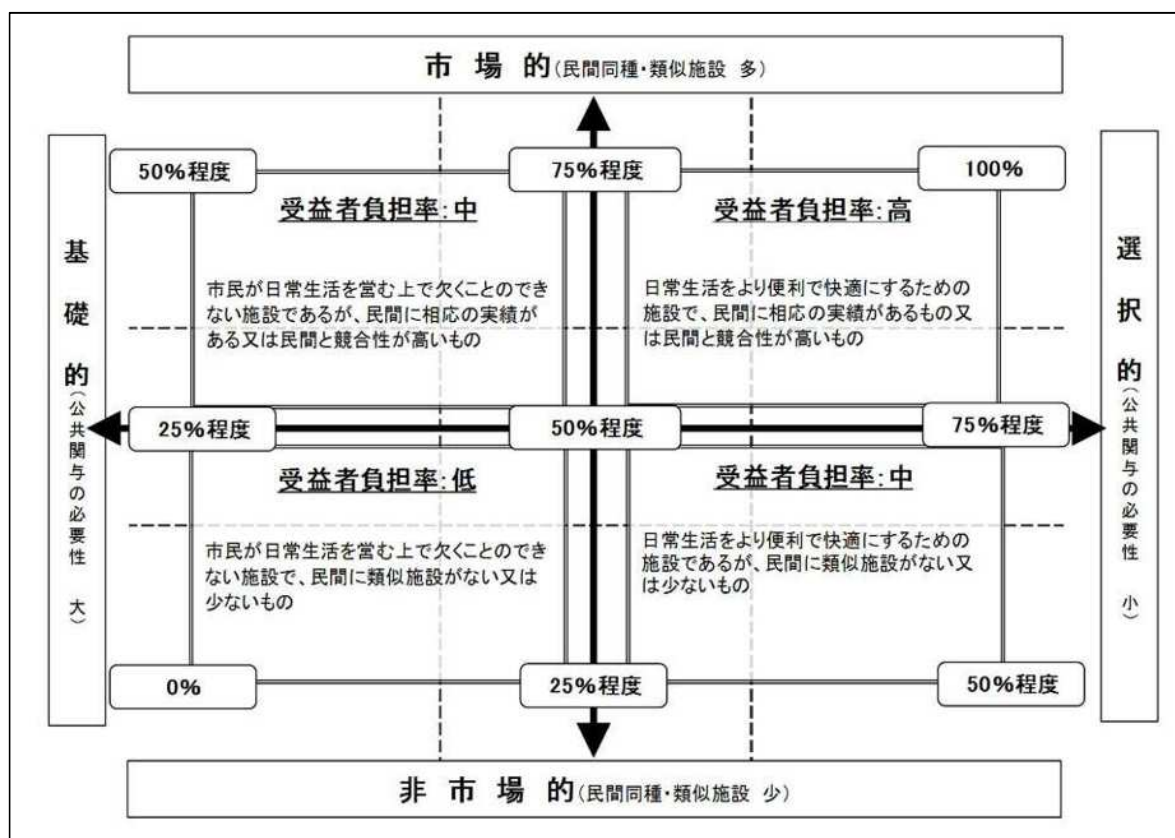
ア 基礎的・選択的・・・公共関与の必要性

- ・「基礎的」・・・日常生活においてほとんどの市民に必要とされるサービスであり、年齢や性別、住所地を問わず、広く提供されるべきサービス
- ・「選択的」・・・そのサービスを通じて市民生活に潤いや活力が生じ、あるいは余暇活動の選択肢として利用するサービス。市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの。

イ 市場的・非市場的・・・収益性

- ・「市場的」・・・民間においても同種・類似のサービスが提供されるもの
- ・「非市場的」・・・民間においては同種・類似のサービスが提供されにくく、主として行政が提供するもの

【標準的な受益者負担の考え方】



公共関与の必要性や収益性は、複数の性質を持つ施設であっても、公の施設の中の会議室、ホール、運動場といった部分ごとに判断するものではなく、公の施設全体の性質、法や条例に規定された公の施設の設置目的に沿って判断することを基本とします。

※ 公の施設の性質から「受益者負担 0%」となる施設であっても、特定の個人の便益に要した経費として原価算定の対象外とした経費については、受益者負担を適切に求めることとします。(3 ページ参照)

(2) 行政サービスの手数料

手数料については、「必要な市民の求めに応じて行う」事務の対価という性質から、原価算定対象経費の全額を受益者（申請者）の負担とします。

5 具体的な使用料・手数料の設定

(1) 原価算定・受益者負担の使用料・手数料への反映

原価とその受益者負担の割合は、法令等に定める公の施設ごと、行政サービスごとに算定していますが、使用料・手数料の体系への具体的な反映にあたっては、受益者負担とした原価分全額をその体系の中で適切に転嫁することとします。

算定例は次のようなケースが考えられますが、それぞれ状況が異なることから、公の施設ごと、行政サービスごとに検討します。

なお、減免措置に係る使用料・手数料の減分については、減免措置を行わなかったものとして算定します。

【算定方法の例】

ア 博物館や美術館、プール等、利用者数が明らかであり、1人当りの使用料が算定できる場合

1人当りの使用料：原価×受益者負担割合÷利用者数

※ 利用者の年齢や利用方法によって使用料を設定する場合には、原価分全額が使用料の総額に適切に転嫁できていることが基本とします。

※ 利用者数の中には減免措置を行った利用者数も含まれます。

イ 市民館等の会議室やホール等、貸室の利用の場合

1室当りの使用料：

原価×受益者負担割合（受益者負担とした原価分）

÷貸室全体面積÷年間開館時間＝1㎡当りの使用料

1㎡当りの使用料×利用面積×利用時間

※ 使用料の総額と受益者負担とした原価分とが一致することを基本として、貸室の性質（会議室・ホール・音楽室・視聴覚室・調理室など）や利用時間帯、利用率により、それぞれの貸室の使用料設定に差異を設けることもあります。

(2) 別の基準がすでに設定されている使用料・手数料

次のような場合には、それぞれ定められた基準にしたがって使用料・手数料を設定することとします。

ア 法令等により、公の施設や行政サービスの使用料・手数料の基準が定められている場合

イ 国や県、周辺自治体との協定等により、同種の公の施設や行政サービスの使用料・手数料の算定方法や受益者負担の割合が定められている場合

【例 1】 公営住宅、障害者（児）通所施設、高等学校などの使用料

【例 2】 手数料等の標準に関する政令に規定されている手数料

※ 上記の例 1・例 2 は、法令等の規定等により、使用料・手数料設定にあたって本市に裁量の余地がないものを指しています。したがって、「近傍同種施設の使用料」、「類似の行政サービス」という理由は該当しません。

※ 消費税率の引上げについては、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」に基づき、適切に転嫁します。

【計算式】（上記 5 (1) アで課税取引の場合）

1 人当たりの使用料：（原価×受益者負担割合÷利用者数）×消費税率

消費税は、利用する方が市に対して支払う使用料・手数料に含まれております（A）。使用料・手数料算定の原価にも含まれています（B）。民間企業等であれば、この A－B の消費税を納税することとなりますが、消費税法の規定により、一般会計においては、この A と B は同額であるとみなされ、納税する消費税額はならないものとなります。

したがって、使用料・手数料に消費税相当額を上乗せしない場合、原価分に係る消費税相当額のみとなることから、使用料・手数料に消費税率を乗じることとなります。

6 使用料・手数料の減免措置

使用料・手数料については、それぞれの公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取扱いを行っているところです。

減免措置は、あくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益と負担の適正化」に反することとなりますので、減免の取扱いが際限なく広がることがないように、公の施設や行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討し、適切に見直しを行うこととします。

【現行の減免措置の設定例】

市 民 館	●市民館使用規則 (使用料の減免) 第7条 委員会は次の各号の一に該当する場合は、市民館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。 (1) 市がその事務事業のために使用するとき。 (2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。 (3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。 (4) 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。 2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。
ス ポ ー ツ セ ン タ ー	●スポーツセンター条例施行規則 (利用料金の減免) 第10条 条例第14条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に供するために利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。) (2) 指導育成を行う必要があると市が認める団体が、その目的のために利用する場合 利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。) (3) 市内に居住する障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者をいう。)が個人利用する場合 利用料金の全額 2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
手 数 料	●手数料条例 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。 (1) 官公署からの請求によるとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者からの請求によるとき。 (3) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

7 民間や周辺自治体の同種・類似の使用料・手数料との均衡

使用料・手数料の改定にあたっては、原則、受益者負担とした原価分全額を使用料・手数料の体系の中で適切に転嫁することとしますが、改定後の使用料・手数料が、民間や周辺自治体の同種・類似使用料・手数料に比べ著しく高額となり利用率が低下するような場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合など、他の類似の使用料・手数料との均衡を失う場合には、改定額を調整することとします。

なお、均衡を図ることとして調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続け、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとします。

8 改定・新規設定に係る経過措置

使用料・手数料の改定にあたって、次のような場合には経過措置により改定額を調整することとします。また、使用料・手数料を新たに設定する場合にも同様に調整できることとします。

なお、経過措置により調整した使用料・手数料については、引き続き検証を続け、原価算定対象経費の削減努力を継続した上で、それでもなお必要な場合には使用料・手数料を段階的に引き上げるなど、「受益と負担の適正化」の観点から適切に見直しを図ることとします。

【経過措置の内容】

	基 準
(1) 改定前の使用料・手数料に比べ大幅な増額が生じる場合	改定前の使用料・手数料の 1.5 倍を超えない額
(2) 民間の類似事業や近傍自治体の同種・類似の施設・行政サービスの使用料・手数料を大幅に上回る場合	基準に基づく使用料・手数料の額の 1/2 を下回らない額

9 市外料金の設定

公の施設は、主に市税により建設及び維持管理が行われています。設定基準における使用料・手数料の算定は、市内在住者を基本に設定しています。しかしながら、市外在住者の利用を想定している施設も設置しているため、市外在住者に対する使用料の設定も必要となります。このことから、施設の性質等により、市内在住者と異なる料金を市外在住者の利用に際して求めることができるものとします。

10 利用料金制施設

公の施設のうち、指定管理者制度による利用料金制を採っている施設について、この基準により定める使用料は、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例等に設定する上限額となります。

なお、既に指定管理者と協定を締結している施設については、条例等に定める上限額の見直しとともに、利用料金の設定について見直しを行う必要があります。

それにあたっては、指定管理者制度は「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため」（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）のものであることを踏まえ、指定管理料は原価算定と受益者負担割合によって算定された公費負担相当額、条例等の規定に基づく減免措置分及び使用料の改定に伴う経過措置分の合計額であることを前提として条例等で使用料の上限額を設定する必要があります。

11 継続した見直しの取組

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や、利用者数の推移などの施設の運営状況、物価の変動、税制改正などの動向により変動していきます。

使用料・手数料については、コストの縮減努力を前提としつつ、「受益と負担の適正化」の観点から継続した見直しが必要です。

したがって、原価算定については適宜行うこととし、使用料・手数料の改定を含めた見直しについては、大幅な原価の変動による場合などを除き、おおむね 4 年ごとに検討していくこととします。